

「不法投棄」、「野焼き」は禁止されています

「ごみ収集場所以外への廃棄物の投棄」や「野焼き（ごみの野外焼却など）」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されており、違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金、またはその両方が科せられます。

これらの行為は、生活環境に悪影響を及ぼし、近隣住民の迷惑になるばかりか、豊かな自然に恵まれた市の景観を損ねます。廃棄物は適正に処理しましょう。

◆注意！！◆

■不法投棄

▶私有地に不法投棄された場合は、十和田警察署（☎0176-23-3195）か、まちづくり支援課へ通報してください。

▶私有地での不法投棄物の撤去は、投棄した人が不明の場合、土地所有者や管理者が行います。不法投棄されないよう土地を清潔に保ち、定期的に見回りをしましょう。

■野焼き（ごみの野外焼却など）

▶煙や臭いなどが生活環境に影響を及ぼす場合は、指導の対象となる場合があります。

▶火災と見間違ふ行為を見かけたら、十和田消防署（☎0176-25-4115）へ通報してください。

※私有地内での野焼きが家屋の火災へ発展した場合、近隣住宅へ延焼して被害が拡大する危険性があります。

☎まちづくり支援課☎0176-51-6726

低濃度 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の期限内の処分をお願いします

低濃度 PCB を含んだ電気機器の例

▶製造後30年以上（一部例外あり）経過した変圧器やコンデンサーなどの高圧受電機器

▶電気溶接機・X線検査装置・昇降機・モーターなどに付属または内蔵される低圧コンデンサー

処分期限 令和9年3月31日

※期限までに処分しなかった場合、法律により処罰されることがあります。

低濃度 PCB 廃棄物の適正処理を支援する助成制度があります

詳しくは、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（☎098-995-7100、ホームページ <https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>）へお問い合わせください。

☎017-734-9584

八戸環境管理事務所

☎0178-27-5111



▲詳しくはこちらから

第3次十和田市総合計画策定に係る市民アンケートを実施します

市では、計画の策定に当たり、市民アンケートを実施します。ご自宅にアンケート票が届きましたら、回答へのご協力をお願いします。

対象 市が無作為に抽出した18歳以上の市民

アンケートの送付 8月上旬

☎0176-51-6710

農薬散布のマナーを守りましょう

農業を営む人や、家庭菜園などで農薬を取り扱う人は、次のことに配慮をお願いします。

▶農作物の残留農薬による健康被害を防ぐため、取り扱い説明文を確認し、適切に使用しましょう。

▶周辺農地や近隣住民へ影響があるため、農薬を飛散（ドリフト）させないように配慮しましょう。

▶農薬を水路、河川などへ流さないようにしましょう。

▶事故防止のため、農薬は施錠して保管、使用時には浴びないように注意し、余ったものは適切に処分しましょう。

農薬の使用方法や近隣トラブルなどがあった場合は、ご相談ください。

☎017-734-9702

上北農林水産事務所農業者普及振興室

☎0176-23-4281

定例労働相談会

労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

とき 9月2日（火）午後1時30分～3時30分

ところ 青森県労働委員会

（青森市新町2丁目2-11 東奥日報新町ビル4階）

☎017-734-9832 FAX 017-734-8311

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申込先 総務課広報男女参画係☎0176-51-6702

ネットで予約や空き状況が確認できる

十和田市 公共施設予約システム

■詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※予約については、各施設へお問い合わせください。

メンテナンス時を除き
24時間利用可能!

証明書がコンビニでも取得できます

マイナンバーカードを使って、市が発行する証明書を
お近くのコンビニなどで取得できます。

利用時間 6:30~23:00
（各店舗の営業時間内※システムメンテナンス日は除く）

【利用できる店舗】 ●セブンイレブン ●ファミリーマート ●ローソン ●ミニストップ ●ユニバース ほか	【取得できる証明書】 ●住民票の写し ●印鑑登録証明書 ●戸籍証明書 ●戸籍の附票の写し ●課税証明書
--	---